

町税は納期限内に納付しましょう

第1期納期限

6月30日(月)まで

町税(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)は、**6月10日発送の納付書**で、納期限までに納付してください。すでに口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日に引き落とします。

やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限の日以前に必ず税務係までご相談ください。事前の相談なく町税を滞納した場合には、勤務先や金融機関などへの財産調査、給与や預貯金の差押えなど、法に基づいた厳しい滞納処分を行うことがあります。

納付方法は次のとおりです。

○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫
- ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書
- ・通帳およびその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利です。

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容を記入してください。

加入者名：浦臼町役場

口座番号：02780-9-960227

払込日：毎月末日

○納付書による納付

下記の金融機関窓口では手数料のご負担なく納付ができます。

- ・北門信用金庫
- ・ピンネ農業協同組合
- ・浦臼町役場出納

※ゆうちょ銀行では納付書による納付はできません。

【第2期以降の納期限】

*第2期納期限 9月 1日(月)

*第3期納期限 10月31日(金)

*第4期納期限 12月25日(木)

◆納税通知書の再発行はできません

例年、確定申告時期等に納税通知書の再発行を希望される方がいらっしゃいますが、納税通知書の交付は税を賦課するという「処分」であるため、再度行うことはできません。

受領された納税通知書は大切に保管してください。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：0125-68-2112

更生保護女性会より 国道沿い花壇の草取り参加協力をお願い

更生保護女性会は、更生保護および地域社会の浄化促進の一環として、毎年国道沿いの花壇整備を行っております。しかし、会員の高齢化等でその作業がなかなか大変になっているのが現状です。そこで、町の顔である国道沿いの花壇の草取りにご協力いただける方を募集しております。年齢・性別は不問です。多くの町民の皆様のご協力をお願いいたします。

日時 1回目 7月12日(土) 8時00分～11時頃まで

2回目 8月17日(日) 8時00分～11時頃まで

詳しくは、下記連絡先までお願いいたします。

副会長 鎌田 電話：090-2811-8196



令和7年度 国民健康保険税

令和7年度の国民健康保険税が下記のとおり決定されました。

国民健康保険税は、主にみなさまの医療費によって計算しています。税率を抑制するため、町で実施している特定健診を受けるなど、日頃から健康に留意しましょう。

○令和7年度の税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
賦課限度額	※ 660,000円	※ 260,000円	170,000円
所得割 (税率)	7.00%	2.30%	1.60%
均等割額 (被保険者一人あたり)	28,000円	5,000円	8,000円
平等割額 (一世帯あたり)	20,000円	5,000円	8,000円

※国の法定限度額の引き上げに合わせ、賦課限度額が変更になりました。

【賦課限度額】 医療給付費分 650,000円 → 660,000円 (10,000円増)
後期高齢者支援金等分 240,000円 → 260,000円 (20,000円増)
介護納付金分 変更なし

○低所得者に係る軽減

被保険者の総所得額が一定の基準以下の場合には、均等割額および平等割額が軽減されます。

軽減割合	基準 (令和6年中の軽減判定所得が下記の金額以下の世帯)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与および年金所得者の数 - 1)
5割軽減	43万円 + (30.5万円 × 世帯被保険者数) + 10万円 × (給与および年金所得者の数 - 1)
2割軽減	43万円 + (56万円 × 世帯被保険者数) + 10万円 × (給与および年金所得者の数 - 1)

○特定世帯および特定継続世帯の軽減

世帯の中の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険の被保険者が一人となった世帯のことを「特定世帯」といい、特定世帯に移行したあと5年間は医療給付費分・後期高齢者支援金等分に係る平等割額が2分の1に軽減されます。

また、5年経過後も3年間は、「特定継続世帯」として医療給付費分・後期高齢者支援金等分に係る平等割額が4分の3に軽減されます。

○未就学児に係る均等割額の軽減

子育て世代への経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額が2分の1に軽減されます。すでに、低所得者に係る軽減が適用されている世帯は、軽減後の均等割額が2分の1に軽減されます。

○産前産後期間の国民健康保険税の免除

子育て世代への負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産される被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額が、産前産後期間の4ヵ月間(多胎妊娠の場合は6ヵ月間)減額されます。

出産予定日の6ヵ月前から住民課住民係に届出ができます。出産後の届出も可能です。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：0125-68-2112

教科書展示会の開催について

教育委員会では、教科書について皆様の理解を深めていただくため、下記の期間で教科書の展示会を行います。

小学校と中学校で使用している教科書の見本本を展示します。

期間 6月13日(金)～7月3日(木) 9時00分～17時00分

※土日祝日をのぞく

場所 浦臼町農村センター2階ロビー